

専決処分書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和7年3月31日

伊丹市長 藤原 保 幸

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する

条例（令和 7 年伊丹市条例第 1 8 号）

（市税条例の一部改正）

第 1 条 市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ
最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0
0 円

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者、」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 1 0 条の 2 第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

（都市計画税に関する条例の一部改正）

第2条 都市計画税に関する条例（昭和32年条例第411号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第20項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の

年度分の固定資産税について適用し，令和 6 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は，令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。